

第1回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2010年1月12日(火) 10:30～11:15

2. 場 所 中央合同庁舎4号館 10階 1015会議室

3. 出席者 原子力委員会

近藤委員長、鈴木委員長代理、秋庭委員、大庭委員、尾本委員

内閣府

中村参事官、淵上企画官、牧参事官補佐、千葉参事官補佐

4. 議 題

(1) 委員長代理の指名について

(2) 年頭所信について

(3) 平成22年度原子力関係経費政府予算案の集計結果について

(4) その他

5. 配付資料

(1) 平成22年年頭の所信

(2) 平成22年度原子力関係経費予算案総表

(3) 第48回原子力委員会定例会議議事録

6. 審議事項

(近藤委員長) おはようございます。平成22年第1回の原子力委員会定例会議を開催させていただきます。

本日の議題は、1つ目が、委員長代理の指名について。2つ目が、年頭所信について。3つ目が、平成22年度原子力関係経費政府予算案の集計結果について、それから4つ目が、その他となっています。よろしくお願いいたします。

議題に入ります前に、委員の全員が年初に任期満了となり、今日からは新たに指名された委員で会議を開催していますところ、私は委員長をもう1期引き受けることになりましたの

で、ひとことごあいさつ申し上げます。私としては、相変わらず浅学非才の身でございますが、原子力基本法に定められました職責を全うすべく全力を尽くしたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

ご承知のように、原子力基本法は原子力の研究開発利用を平和の目的、安全の確保を旨とし、民主的な運営の下に自主的にこれを行うものとし、その成果を公開して進んで国際協力に資することを基本方針として、この取組みを将来のエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興を図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上に寄与することを目的として推進すべしとされています。

私は、今日我が国の当面する最大の課題である安定的な経済成長を実現すること、とりわけそれを環境制約の下で実現する、すなわち持続的発展の追及には原子力が大きな役割を果たすことができるし、またそうすることが各方面から期待されていると感じております。そこで、原子力委員会は先ほど申し上げました目的を達成するための施策をこういう状況にあることを踏まえて企画、審議、決定していくべきであり、国民社会に対する責務は今日一層増してきているという認識を持って、その使命を果たしていかなければならないと考えています。

会務を総理する責任を有する委員長として、このための取組が効率的かつ効果的に推進されますよう、全力を尽くしたいと思っておりますので、委員各位、また事務局の皆様にはよろしくご協力、ご助力をいただけますよう、お願ひ申し上げます。

さて、この会議でございますけれども、これは原則として毎週火曜日の午前に公開で開催されます。会議における発言は私の指名後にお願いします。また、一回の発言は大体3分を目処にお願いします。1つの議題に対して大体30分を充てることを予定していますところ、15分の資料説明に対して質疑を15分と同量の時間を充てますところ、おひとり3分の持ち時間でご発言いただきますとよろしいかと存じます。もちろん内容によっては、2ラウンド目の発言の機会を用意すべきということになるかもしれませんが、それはそれでおはかりして進めていくことにします。このようにして議事を進めていくことについてご協力をお願いできればと思います。また、速記録をもって議事録とすることにいたします。会議後に送付される記録について誤字脱字、聞き間違い等についてご訂正いただいたところで、自動的に議事録とすることにいたしますので、よろしくお願ひします。

(1) 委員長代理の指名について

それでは、最初の議題でございます。原子力委員会設置法は第4条第2項におきまして、委員長はあらかじめ常勤の委員から委員長に故障がある場合において委員長を代理する者を定めておくべしとしていますので、このことについて、鈴木委員に委員長代理を指名したいと思います。よろしくお願いいたします。

鈴木委員からひとことごあいさついただきますが、折角でございますので、続いて各委員からも一言ご発言をいただくのが適切かと思えます。よろしゅうございますか。それでは、鈴木委員からよろしくお願いいたします。

(鈴木委員長代理) 鈴木でございます。このたび原子力委員に任命していただきましてありがとうございます。今は大変緊張しているんですが、私は原子力政策の研究者ということでずっとやってきまして、原子力政策を外から見てきたわけですが、早速委員長からも言われたことですが、これまでは外から見てきたわけですが、現場で実際原子力政策を決定する立場に入るといことで、責任をもって取り組みたいと思っています。ただ、私を推薦していただいた方々や期待していただいている方々はきっと私の研究者としての視点も忘れないでということだと思えますので、研究者の視点を忘れずに、かつ責任をもってこの職に努めていきたいと思えますので、皆さん、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(近藤委員長) よろしくよろしくお願いいたします。

では、秋庭委員。

(秋庭委員) このたび原子力委員を拝命したことは大変ありがたいと思っております。私は今まで消費者団体やあるいはNPOとして原子力やエネルギー全般について理解促進のために活動してまいりました。その中で原子力というのは本当に国民にとっては大変難しい問題でありまして、言葉一つとっても大変難しい言葉が多くてなかなか理解できないということがあります。しかしながら、本当に暮らしにとってはエネルギー、そして原子力は大変役立つものでもありますので、今後もまた広く国民が原子力やエネルギーについて理解できるように橋渡し役をしたいと思っております。これからも広聴・広報の観点からも力を入れていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(近藤委員長) よろしくよろしくお願いいたします。

それでは、大庭委員。

(大庭委員) このたびは原子力委員会委員に就任するという事で非常に緊張しております。

そして、推薦して下さった方々、それから今後お世話になる方々もどうぞよろしくお願ひいたします。非常に光栄に思っておる次第です。普通でしたら私のような若輩の身がこのよ
うな委員会の委員になるということはないことです。これは多分それこそ政權交代が生んだ
チェンジのあらわれの1つであろうというふうに思っております。

私は今まで原子力の研究者であったわけではなく国際政治学者で、国際政治が専攻です。
特に私がずっとやってきたのがアジアにおける地域協力や地域主義のことでありまして、全
く原子力のことをやってきたわけではありません。ただ1つ言えるのは、国際社会における
地域レベルであり国際社会レベルであり、制度化やその国際組織といったものについての研
究はしてきました。その観点からすると、今まではどちらかというとNPT体制を中心とす
る核廃絶の話というのは私の射程には入っていた話ですが、しかし、正直申し上げますと、
原子力政策そのものというのは私の関心にはなかったことでした。

ですけれども、私がこの席にいるということは、本来の私の専門である国際政治の観点
から、そして若干皆さんよりも若いというそういった立場から、原子力政策についていろ
りとも申す、そして責任をもって責務を果たしていくということが求められているのだと
思います。よろしくお願ひいたします。

(近藤委員長) ありがとうございます。

では、尾本委員。

(尾本委員) このたび原子力委員に就任することになりまして、大変光栄に思っております。
私の過去の経歴は、東京電力で原子力発電に携わって、その後おおむね6年間IAEAに行
って、ちょうど日本に帰国したところこのような立場になるということを知りまして、非常
に驚いていると同時に光栄に思っております。東京電力の顧問をやっておりますが、あわせ
て東京大学の原子力国際専攻で特任教授もやっております。

私は日本の原子力のあるべき姿として、世界とともにあって、国民とともにある原子力に
よって持続可能な発展への貢献ができるものと、そういうものを目指していきたいと考えて
おります。その世界とともにという点におきましては、日本が世界に貢献するだけでなく
て、世界の良いところはどんどん取り入れて、科学的かつ合理的な知見に基づいて原子力を
うまく利用していくと、そういうことが必要ではないかと思っております。それから、国民
とともにという点ですが、国民との共生感なくして、あるいは国民の信頼なくして原子力と
いうものはやっていけないというのは当然でございまして、そのあたり価値観の多様化され
た今日非常に難しいことではあると思ひますし、この共生感をつくっていくというのは非常

に難しいことではあると思いますが、しかし、持続可能な社会をつくっていく上で、再生可能エネルギーともども原子力抜きではそういう持続的発展は難しいと考えているのが現在の世界の共通認識ではないかと思えます。

したがって、委員長の冒頭の言葉にもありましたように、原子力が持続可能な社会への貢献ができるように、この原子力委員会の一人としても働いていきたいと思っております。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

それでは、最初の議題を終わりにして、2つ目の議題にまいります。これは事務局からお願いいたします。

(2) 年頭所信について

(中村参事官) 2つ目の議題、年頭所信についてでございます。お手元に先生方がつくられた年頭所信の案が配られてございますけれども、事務局でまず読み上げをさせていただきたいと思えます。

(近藤委員長) はい。では、お願いいたします。

(中村参事官) 平成22年年頭の所信。平成22年1月12日、原子力委員会。

明けましておめでとうございます。平成22年の新春を迎え、活動を開始するに当たり、所信を申し上げます。

1. 基本認識

我が国では、昨年9月に新政権が発足し、地球温暖化対策に関してより意欲的な政策目標が打ち出されました。具体的には、9月24日に行われた第64回国連総会で鳩山総理大臣が、全ての主要国の参加による意欲的な目標の合意を前提に「我が国は2020年までに1990年比25%の温室効果ガスの排出削減を目指す」旨を表明したことです。その実現に向けては、省エネルギーと併せて原子力発電の一層の推進を図る必要があります。

国際社会においても、エネルギー安全保障の確保及び地球温暖化対策の観点から原子力発電を利用したいとする国が急速に増大しつつあり、その実現に向けて我が国の技術と経験を活用したいとする声も高まっています。他方、昨年は、米国オバマ大統領の「核兵器のない

世界を目指す」との決意表明を受けて、核軍縮、核不拡散に関する新たな動きも続きました。9月に国連安全保障理事会首脳級会合が開催され、核軍縮、核不拡散、原子力平和利用、核セキュリティに関して国際社会が取り組むべき具体的行動目標が合意されたのもその一つです。

原子力基本法は、「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨とし、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資する」ことを基本方針とし、これを「将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与する」ことを目的として推進することを求めています。原子力委員会は、この目的を達成するための政策を、近年の国内外の情勢も踏まえ、高い透明性を確保し、広く国民の声を聴き、対話を重ねつつ決定して参ります。

2. 本年の重要目標

- (1) 地球温暖化対策、エネルギー安定供給の確保に役立つ原子力発電の着実な利用拡大に向けての取組を、安全確保を大前提に、着実に推進。特に設備利用率の向上、高経年化対策の推進、新增設の促進。
- (2) 核燃料サイクルの確立に向けての着実な進展。特に、六ヶ所再処理施設の操業開始に向けての着実な取組、プルサーマルの着実な進展とともに、使用済燃料の中間貯蔵能力の確保を推進。
- (3) 放射性廃棄物の処理・処分の実現に向けての取組の強化。特に高レベル廃棄物処分場の文献調査対象地域公募プロセスを着実に推進。
- (4) 社会ニーズに対応する放射線利用の取組の拡大とその社会認知の向上。特に医療や食品安全分野における取組を促進。
- (5) 基礎・基盤から実用化まで、より効率的で柔軟な原子力研究開発の推進。特に、安全研究、軽水炉技術の高度化や「もんじゅ」の運転開始を含む高速増殖炉サイクル技術の実用化開発など短・中・長期の課題解決に貢献する研究開発及びこれらの取組を支える基礎的・基盤的な研究開発を着実かつ継続的に推進。さらに、技術継承や産業の健全な発展を支える人材の育成確保の取組を推進。
- (6) 原子力に関する二国間、多国間及び国際機関との協力を積極的に推進。特に、国際的に高まる原子力ニーズに対応するために、政府と民間が一体となって導入国における社会・産

業基盤を確立し、技術移転を推進。また、原子力平和利用と核不拡散の両立に効果的な核燃料サイクルの国際的取組の企画に参加。

(7) 原子力に対する国民の信頼と納得の維持・向上を目指す広聴・広報活動の強化。特に、国民の安全・安心の要求を理解し、相互理解の取組を進め、政策決定プロセスへの参加を確かにし、立地地域において国、自治体、事業者、住民等が共に発展する「共生」を目指す取組を推進。

3. むすび

現在の原子力政策大綱が平成17年に作成されてから5年が経過しようとしています。この間、大綱に示された基本的考え方を踏まえた取組が推進され、諸課題が解決される一方、新たな課題も生まれています。また、原子力を取り巻く内外の情勢も、冒頭に述べましたように、大きく変化してきています。原子力委員会は、重要施策の進捗状況や国際環境の変化も踏まえて、原子力政策大綱の改定のあり方について検討を進めます。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

資料には案と書いてないんですけども、これは案でございまして、事前に各委員と共同して原案を作成し、事務的に表現を詰めて本日ここに提出したものでございます。

したがって、私としてはこれを委員会としての所信とすることを提案したいと思いますが、いかがでございでしょうか。はい、鈴木委員。

(鈴木委員長代理) 私もこれで良いと思います。むすびのところが特に大事なと私個人的には思っていて、情勢変化に対応して新しい原子力施策を考えていくということですが、ここで政策大綱の改定のあり方について検討を進めますという意思表示をしたということが大事ではないかということで、私自身もそのように考えております。

(近藤委員長) 秋庭委員、どうぞ。

(秋庭委員) 私は先ほども私の挨拶の中で意見を申し上げましたが、所信の7番目の国民の信頼と納得の維持、向上を目指す広聴・広報活動が大変重要だと思っています。国のあらゆるエネルギー政策に関する報告書などもすべて国民の信頼の上というふうに書いておりますので、一層国民の信頼を得ることが大事だと思っています。そのためには、この年頭の所信の基本認識の3番目のパラグラフ、「原子力基本法は…」というところにありますが、これ

の5行目に、国民生活の水準向上に寄与すると書かれております。今自分が原子力委員となって改めてこの基本法を読みますと、その国民生活の水準向上ということに原子力がいかに役立っているか、また今後も役立っていくかということが改めて大変重要だと思っております。原子力についてやはり国民が納得し、そして信頼できるようになることがまず第一番だと思っています。そういう意味でもこの年頭の所信は私としても賛成と思っております。

(近藤委員長) ありがとうございます。

大庭委員。

(大庭委員) 私もこの年頭所信については全面的に賛成です。特に(6)の件について、原子力の平和利用と核不拡散の両立ということで、この文章ですと核燃料サイクルの国際的取組だけにかかっているんですが、私の目から見ると、国際社会における日本の位置づけを前提としますと、このいわば原子力の平和利用を推進するのに日本がいかに貢献するかという話と、それから核不拡散ということをいかに実現し、核廃絶までもっていくかどうかはともかくそういうような国際社会における取組に日本がいかに貢献できるかという、この2つは日本の国際社会における原子力にかかわる役割ということを考える上で2つの柱であると思います。

ただ、この2つの柱は実はいつも両立可能とは限らないです。特にインドについてどういうふうに対処するのかということ、つまり、インドに対していろいろ協力をするということは、インドはNPT体制の外にあることを考えると、NPT体制そのもののいわば正当性であるとか信頼性というのが失われるおそれがあります。ですから、その2つの柱を非常に大事に考えながら、どういうふうにバランスをとるかということが今後日本にとって求められることであろうと思います。

そうすると、最初の基本認識のところ、先ほど大庭委員から国民生活の水準向上という話がありましたが、その前にある人類社会の福祉というところ、こちらのところに日本がいかに貢献するのかということが広い意味では非常に大事になってくる。国民生活も非常に大事ですが、それとももちろん両立する形で人類社会の福祉ということを考えていく必要があるだろうと考える次第です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

尾本委員。

(尾本委員) 重要目標の中でどういうふうにそれをプライオリティづけしていくかということは追ってこの委員会の中で議論していかなければいけない点だろうと思います。まだその点

について議論をしていないところでありますが、私の見方としては、この所信の中で3点がプライオリティが高いのではないかと考えております。

1つは、1990年比25%の温室効果ガスの排出削減を目指す、この中で原子力がどのような役割を果たしていくか、これについて合意形成を図っていくというのが重要であると思います。私見では、新增設及びその稼働率、世界の標準に比べて非常に低い稼働率、これを高めていく、その2つによって恐らく10%ぐらいは可能ではないかというふうには考えております。

それから2番目は、6番目の項目に出ています国際関係です。この重要性というのは既にもう言われているところでもありますので繰り返しません、同様に重要な点であると考えております。

3番目は大綱の見直し、見直しといいますか大綱のあり方について今後検討していく、この3つが私としては重要なポイントであると認識しております。

それから、既にこれは委員長及び委員との打ち合わせの中で議論したところでありますが、用語について1つどうもしっくりこない点がありますのでこの際申し上げておきます。もう既に日本の中では定着した言葉ではないかと思いますが、核セキュリティという言葉を使うと、その定義がどうされているか。まだ十分に日本ではどうなのかということも勉強してはいませんけれども、例えばダーティボンブみたいなところも核セキュリティというふうにみんな思ってくれるのかどうかという点で疑問を持っています。本来のニュークリアセキュリティというのはやはりその施設に関する問題、R Iに関する問題、例えばダーティボンブに転用できるような放射線物質に関する問題ですね、それから3番目に核物質、その3つに対するリスクをすべて包括したものでなければならぬところを、核セキュリティというふうにとどうもそのうちの一部、すなわち核物質にフォーカスしているのではないかというような印象を持たれる言葉だと思えます。今となつては遅いかもしれませんが、核セキュリティという言葉で一体我々は何を思っているのか、どのような活動がこれに関係するかということも明確にしていく必要があるのではないかというふうに思います。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

それでは、本案につきましては全員異議なしということでございますので、これをもって委員会の平成22年年頭の所信とすることに決したいと思います。よろしゅうございますか。

(一同異議無しの声)

(近藤委員長) はい、ありがとうございました。

なお、関連していただきましたご提言ご意見等につきましては今後の審議の場で取り上げていくことになると思いますけれども、二つだけコメントさせてください。

一つは尾本委員が指摘された核セキュリティという用語の問題。現在、サミットの名称については外務省の仮訳がこうなっているのです。原子力委員会としてはこのことに関して、現在原子力防護専門部会を設立して審議をお願いしているところです。原子力防護という言葉自体が新しい言葉で、したがって、この部会に対してはこの名称についても、某新聞は核安全保障という表現を使うまで色々あるところ、委員会としては原子力防護という表現はとりあえず適切かと思いつつ、ご審議いただきたいとお願いしているところでございます。したがって、この日本語をどうするかというのは私どもの責任であることを自覚しつつ、今後かくあるべしということを決めていかなければならない、そういう宿題を抱えているということです。

なお、ご指摘の安保理特別会合におきましても、広い意味でこの言葉が使われていると理解していますので、私は、核セキュリティという言葉が狭義のイメージでのみ使われるということではないというふうに理解をしています。ただ、国内では放射性物質に関しては放射線障害防止法という法律で規制される場所が多いところ、この法律の改正や施行の在り方について原子力委員会が関与した前例は少ないこと、また、これの規制対象と原子炉等規制法の規制対象とを一緒に取り扱うことの合理性については議論があることから、我々としてかく考えるということをよく整理して、国民の皆様にご提言していくというか、ご理解を得ていく必要があります。

近々報告書をまとめるようにということで活動していただいていますので、その席で、その過程でぜひただいまの点についてはご議論いただくこととなりますので、よろしくお願ひします。

第二は、大庭委員のおっしゃられたインド問題、これは長く原子力委員会の関心事となっています。我が国は原子力供給国グループ会合におけるインド例外化についてのコンセンサスメーキングに参加したのですが、国内における二国間関係としての日印関係についてどういうポジショニングをとるかということについてはこの経緯を反映していない、どう反映するかすら、二国間と多国間は別という割り切りを述べるにとどまっている。これでは内外に説明責任を果たしていないのではないかと思ひ、いつくかの取組を行ったのですが、なお本格的に議論するという状況に現在至ってない。そういうことが大事だということまでは最

近の国際専門部会のご意見としていただいているわけですが、さて具体的にどうするかとなりますとなおこれからというふうに認識しております。そうしたレポート、中間報告を原子力委員会として国際専門部会からちょうだいして、それを踏まえて今後何をどうしていくかということについて知恵を尽くしていかなければならないとポジションにあると認識しているということをこの際申し上げておきます。

鈴木委員、どうぞ。

(鈴木委員長代理) 所信について、今のお話を伺って、大庭委員のコメントを踏まえると、

(6) の文章ですが、「特に」と書いてあるので核燃料サイクルの取組が特に重要だということでこれは良いと思うんですが、最初の部分は原子力に関する二国間、多国間となっておりますが、ここに原子力と核不拡散と入れたら良いのかなと。

(近藤委員長) これは先程決めたものですから、今になって手を入れる気にはなりません。

(鈴木委員長代理) そうですね。趣旨としてはそう意味もあるということで見ていただければと。大庭委員のご意見には私も賛成なので、幅広く核不拡散問題についても考える中で特に今年については核燃料サイクルの取組ということで理解していただく、ということによろしいですかね。

(大庭委員) はい。

(近藤委員長) 原子力の国際的な 이슈 に核不拡散の取組が含まれないという人はいないと思います。その認識があればこそ、国際社会においては、安保理決議 1887 にもあるわけですが、核燃料サイクルにかかわる活動の核拡散に関するセンシティブリティに鑑み、1つの解決の方向として国際的な枠組み、多国間管理の枠組みの有効性がつとに喧伝され、かつ具体的には既にしてロシアにおいてそういうような取組が行われ、それについて IAEA 理事会も了承しているという状況があるので、今年度は、これについて我々も積極的に企画等に参画していくべしと、そう書くべきということで委員の意見の一致をみて、ここに特出しして書いてあると私は理解しているところです。

それでは、本件につきましてはこれまでといたします。ありがとうございました。

では、次の議題。

(3) 平成 22 年度原子力関係経費政府予算案の集計結果について

(中村参事官) 3 番目の議題でございます。平成 22 年度原子力関係経費政府予算案の集計結

果につきまして、千葉参事官補佐から説明いたします。

(千葉参事官補佐) では、資料第2号に基づきまして、平成22年度の原子力関係予算案についてご説明させていただきます。

1 ページ目の総表に基づきまして、大枠につきましてお話をさせていただきます。

まず、一般会計でございますけれども、平成22年度予算案として一般会計は約1,161億円ということで、対前年度比につきましては約0.2%増ということになってございます。ただし、平成22年度の概算要求額から比べますと約30億円、査定を受けて減っているということになってございます。

次に、エネルギー対策特別会計でございますけれども、立地対策費と電源利用対策費と双方あわせまして、平成22年度の予算額が約3,162億円ということで、対前年度比で約7%の減ということですので。概算要求額から比べましても約110億円、査定を受けて減っているということになってございます。

次に、特別会計のうち電源立地対策費でございますけれども、こちらにつきましては約1,795億円ということで、対前年度比7.6%の減ということになってございます。電源利用対策費でございますけれども、こちらは約1,367億円ということで、これにつきましても前年比約6%の減ということになってございます。

一般会計と特別会計をあわせた額でございますけれども、約4,323億円ということで、対前年度比で約5.1%の減額となっております。

2 ページ目以降は一般会計と特別会計の詳細なデータを示してございますが、こちらを見ていただきますと分かりますように、軒並み対前年度比で減額となっております。その中で、文部科学省の予算で2番目に書いてあります放射線医学総合研究所に必要な経費ですが、これは重粒子線を使いましてがん治療についての研究費ですけれども、対前年度比で約2.5%の増額になっております。文部科学省で必要な経費の4番目が約23.3%の増額として比率ではかなり大きくなっています。これにつきましてはJ-PARCが運転を開始したことによって、官民共用の研究施設ということで、それに関する必要な経費というのが新たに計上されているということで約23%増額になってございます。

一般会計で大きなところは以上でございます。

次に4ページ、特別会計でございますけれども、これにつきましても軒並み減額となっております。立地対策費の中で一番大きい減額のものが、電源立地地域対策特別交付金です。これが大きく減った理由の1つとしては、上関発電所の着工が2年遅れたということで、あ

らかじめ計上してあった交付金が査定されて減額になったということでございます。

電源利用対策費ですけれども、ここで一番大きく減っておりますのが軽水炉改良技術確証試験です。これにつきましては文部科学省でやっておりました研究炉に対する研究費が大きく減ったということでございます。

簡単ではございますけれども、以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

これは、1月18日からの国会で審議される政府原案の原子力関係経費分についてのご紹介でございます。原子力関係経費については、私どもが最初に予算の見積りの考え方というのをお出しして、こういうことで今年は頑張ってくださいということを各府省にお願いしたところ、それを受けて各省が案をつくって、その案についてご説明いただいて、こんなことでいいのかなというところをエンドースしたところ、それがその後の政府内部の調整の結果として今日この姿になったということをご報告をいただいたとそういうことでございます。

その詳細については、次回以降のこの席で、関係省からご説明をいただきまして、3月末には国会での予算案の可決と時を同じくして、本年はこの予算でしっかり頑張ってくださいという紙を出すという、そういう習わしになっています。ご説明の位置付けはそのようなことではございますが、特に今ご質問がありましたら伺います。

私から、細かいことですが、J-PARCの説明のところで官民共用とおっしゃったけれども、そういう表現で良いんですかね。

(千葉参事官補佐) 共用施設ということで、民間にも解放するということです。

(近藤委員長) それは良いんですけども、官民という表現ではない、確か共用促進法(特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律)によるということでしょう。これには必ずしも官民の共用という意味ではないんですよ、単に広く使うという意味のはずです。

はい。それでは、よろしければ、次回以降に詳細なご説明を伺うということで、今日のご説明は伺ったということにさせていただければと思いますが、それでよろしゅうございますか。

はい、では、この議題はこれで終わります。

それでは、次の議題。

(4) その他

(中村参事官) その他の議題でございますけれども、事務局では特段準備してございません。

(近藤委員長) 各委員から何か、議題として提案したいことはございますか。ありませんか。

それでは、次回の予定を伺って終わりにしたいと思います。事務局、お願いいたします。

(中村参事官) 次回の第2回原子力委員会の定例会議でございますが、来週1月19日火曜日の10時半から、場所はこの1015会議室を予定してございます。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

これで終わってよろしゅうございますか。

(中村参事官) 最後に事務局から1点、御連絡です。原子力委員会では原則毎月第1火曜日の定例会終了後に、プレス関係の方々との定例の懇談会を開催してございます。本日が1月の第1回目の火曜日の定例会に当たりますので、定例会議終了後に原子力委員会委員長室にてプレス懇談会を開催したいと考えてございます。プレスの方々のご参加をよろしくお願いいたします。

以上です。

(近藤委員長) それでは、今日はこれで終わります。

ありがとうございます。

—了—